

8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の診断書改正について

（1）改正の趣旨

現在、発達障害及び高次脳機能障害は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の対象に含まれているところであるが、自立支援医療費の支給の対象となっている発達障害者及び高次脳機能障害者については、本通知の診断書の様式を用いて、それらの者の症状、状態像等を適切に把握することが容易でない場合があったことや「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により改正された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第4条第1項において、発達障害等の症状、状態像について適切に把握し、判定が容易になるよう精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の診断書の様式を改正するものである。

【主な改正内容】

- ・発達障害者等の病状、状態像を把握できるようにするための「現在の病状、状態像等」の項目の見直し
- ・関係者から要望のあったICDコードの2桁化 等

（2）留意事項

施行後当分の間は、改正前の診断書の様式の在庫が残っている場合や診断書の作成等を電子化している医療機関がそのシステム改修に時間を要する等の理由により、改正前の様式を用いて市区町村に申請がなされた場合には、適切な判定が可能であれば、改正前の様式で受理することとするなど、精神障害者等が負担を強いられることのないよう配慮いただきたい。

しかしながら、できる限り速やかに様式の改正手続きを完了する必要があるので、まずは状況を把握し、その状況に応じ、市区町村、医療機関等に対する適切な指導をしていただきたい。

（3）改正通知

診断書の様式等については、通知を改正したところであり、手帳の障害等級の判定基準等についても早急に通知する予定である。

【改正済】

- 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について（障発0113第1号）
- 「自立支援医療の支給認定について」の一部改正について（障発0113第2号）

【今後改正予定】

- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について
（平成7年健医発第1133号）
- 精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項
について（平成7年健医精発第45号）
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべ
き事項について（平成7年健医精発第46号）
- 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務に
ついて（平成7年健医精発第59号）